

議案第74号

福岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和6年2月26日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、指定地域密着型介護予防サービス事業者に身体的拘束等の適正化を図るための措置を講じるよう義務づける等の必要があるによる。

福岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例の一部を改正する条例

福岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例（平成24年福岡市条例第71号）の一部を次のように改正する。

目次中「第21条」の次に「・第21条の2」を加える。

第7条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第10条第2項中「指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。）」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設」に改める。

第11条第1項中「同一敷地内にある」を削る。

第21条に見出しとして「（指定介護予防認知症対応型通所介護の基本取扱方針）」を付し、第2章第4節中同条の次に次の1条を加える。

（身体的拘束等の禁止）

第21条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第24条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第28条第1項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条第2項中「係る判断」の次に「、身体的拘束等の適正化のための対策」を加え、「この条において」を削り、同条に次の1項を加える。

5 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体拘束廃止委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。

第35条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第39条第2項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項の緊急やむを得ない場合とは、身体拘束廃止委員会が次のいずれにも該当すると判断した場合とする。

第40条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)
- 2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、この条例による改正後の福岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例第28条第5項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。